

議案第60号

静岡音楽館条例の一部改正について

静岡音楽館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡音楽館条例の一部を改正する条例

静岡音楽館条例（平成15年静岡市条例第119号）の一部を次のように改正する。

別表1 ホールの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 ホールの利用料金の限度額

区分	利用日の曜日等	金額			
		午前	午後	夜間	
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時30分 まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで	
入場料等を徴 収しない場合 の金額	平日	37,150円	46,100円	57,650円	
	土曜日等	43,570円	55,090円	67,900円	
入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 場	1,100円以 下のとき。	平日	47,390円	58,940円	73,030円
		土曜日等	56,370円	71,750円	89,690円
	1,100円を 超え3,300 円以下の とき。	平日	62,780円	80,720円	99,940円
		土曜日等	76,870円	97,380円	120,450円
	3,300円を 超え5,500 円以下の とき。	平日	87,140円	110,200円	135,810円
		土曜日等	103,790円	130,710円	162,730円

合 の 金 額	5,500円を 超えると き。	平日	112,760円	143,510円	179,390円
		土曜日等	133,250円	169,150円	210,160円

別表2 講堂、リハーサル室等の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 講堂、リハーサル室等の利用料金の限度額

区分	面積又は収容 定員	金額			
		午前	午後	夜間	
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時30分 まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで	
講堂	347.2㎡	16,640円	20,490円	26,890円	
リハーサル室1	98.8㎡	1,900円	2,530円	3,180円	
リハーサル室2	101.0㎡	1,900円	2,530円	3,180円	
控 室 等	控室1	10人	750円	880円	1,000円
	控室2	10人	750円	880円	1,000円
	控室3	4人	630円	750円	880円
	応接室	5人	630円	750円	880円
	楽屋1	2人	1,250円	1,520円	1,780円
	楽屋2	2人	1,250円	1,520円	1,780円

別表3 附属設備及び備品の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 附属設備及び備品の利用料金の限度額

分 類	名称 種目又は品 目	単位	金額			摘要
			ホール	講堂	リハーサ ル室	
舞 台 設 備	平台	1台	120円	120円		箱足類を含む。
	演台	一式	360円	360円		司会者台及び花台を含 む。
	指揮台及び 譜面台	1台	360円	360円		

	譜面台	1台	120円	120円	120円	
	譜面灯	1台	120円	120円		
	チェロ台	1台	360円	360円		
	椅子	1脚	120円	120円	120円	
	長机	1台	240円	240円	240円	
	ピアノ椅子 (背もたれ付)	1脚	120円	120円	120円	
	ピアノ椅子 (背もたれなし)	1脚	240円	240円	240円	
	コントラバス用椅子	1脚	120円	120円	120円	
	金びょうぶ	1双	1,960円			
照明設備	照明設備A	一式	12,800円			センターピンスポットを含む。
	照明設備B	一式	6,380円			センターピンスポットを含まない。
	PARライト	1台	360円	360円		
	ベース	1枚	120円	120円		
	スタンド	1本	120円	120円		
	ソースフォー	1台	500円			
	I T O	1台	360円			
音響設備	音響装置	一式	2,530円	1,250円		
	3点吊マイク装置	一式	1,250円			
	コンデンサーマイク	1本	880円	880円		

	ダイナミックマイク	1本	630円	630円		
	ワイヤレスマイク	1本	1,250円	1,250円		ハンド型
	ワイヤレスマイク	1本	1,250円	1,250円		タイピン型
	マイクスタンド	1本	120円	120円		
	録音再生機器	1台	630円	630円		
	スピーカー	1台	630円			
映像設備	スクリーン	一式		630円		
	オーバーヘッドカメラ	1台	1,250円	1,250円		
	ビデオプロジェクター	1台	1,250円	1,250円		
	録画再生機器	1台	630円	630円		
	スライド	1台	1,250円	1,250円		
	録画装置	一式	1,250円	1,250円		
楽器	ピアノ（スタインウェイ）	1台	12,800円			調律料を含まない。
	ピアノ（ベーゼンドルファー）	1台	12,800円			調律料を含まない。
	ピアノ（国産フルコンサート）	1台		6,380円	6,380円	調律料を含まない。
	ピアノ（国産フルコンサート）	1台			2,530円	調律料を含まない。

	産ブランド ピアノ)					
	パイプオル ガン	1台	25,610円			練習のみの場合は半額
	電子オルガ ン	1台			2,530円	
	チェンバロ	1台	8,950円	8,950円	8,950円	調律料を含まない。
	マリンバ	1台	1,250円	1,250円	1,250円	
	ティンパニ ー	一式	1,250円	1,250円	1,250円	
	バスドラム 及びスネア ドラム	一式	1,250円	1,250円	1,250円	
	その他打楽 器	一式	1,250円	1,250円	1,250円	
そ の 他	テレビ中継 料	1回	12,800円			
	ラジオ中継 料	1回	6,380円			
	持込器具電 源	1個	120円	120円	120円	
	特殊電源	一式	実費	実費	実費	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡音楽館条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

3 新条例別表の規定に基づく静岡音楽館の利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。